

廃棄物と思われる家電製品・機械機器工具・自転車、バイクなどを無料で回収する事業者への対応について

一般廃棄物又は産業廃棄物と思われる家電製品・機械機器工具・自転車、バイクなどを再利用（リサイクルする有価物）するとして無償で回収している事業者がおり、回収物が、野積されていることから景観や雨水による有害物の流失等による環境への影響が懸念されています。

有価物回収の名のもとに市町村を転々とし、回収を行なっている事業者に対して、廃棄物処理法や家電リサイクル法等関係法令の趣旨に則った適切な指導等を行うとともに必要な場合は条例等による規制を行うよう要望します。